

## 日本における海底地質研究の黎明 2-1

# 白野夏雲『以太也蚶録』における海底地質論考

中村 光一 (海洋地質部)

Ko-ichi NAKAMURA

### はじめに

水産業との関わりにおいて底質の研究を始め 日本  
 の海底地質研究の草分けとなったのが 新野弘 (1905~73)  
 である。彼は水産講習所卒業後 東北帝国大学理学部  
 地質学古生物学科を経て 1930年代に矢部長克 半沢正  
 四郎や田山利三郎とともに 海底地質の研究を始めた。  
 戦後の困難な時期に東京水産大学教授として また海上  
 保安庁水路部併任として 海底地質研究を進めた彼の役  
 割は大きかった (宇田 1978)。しかし 水産業との関わり  
 において海底地質を論じたのは必ずしも新野が最初と  
 は言えない。管見では少なくとも明治 15 (1872) 年に  
 遡る。

### 1 明治16年水産博覧会

明治16 (1883) 年3月1日から6月8日までの3ヶ月  
 間上野公園内の勸業博覧会場を用いて 日本ではじめて  
 の水産博覧会が開催された。総出品点数14,581点 出  
 品者数10,557人 会期中の入場者数約23万人という規模  
 であったと記録されている。大きな博覧会には準備期  
 間がかなり必要となる。明治の博覧会においては少な

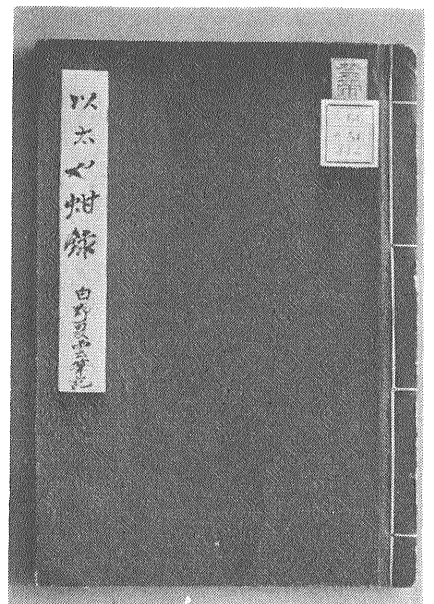
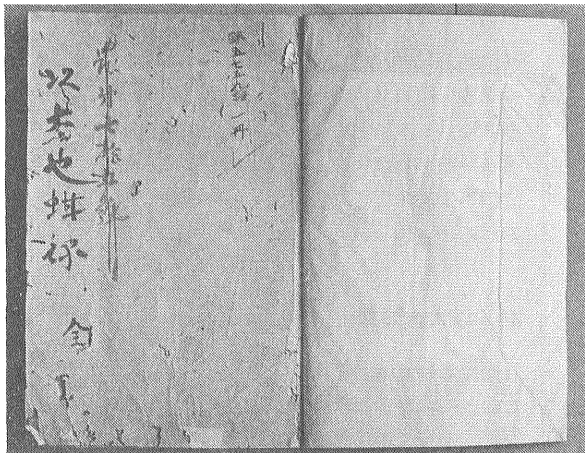
くとも一年以上前に政府から開催の時期 開催場所等は  
 もろろんのこと出品の基準 方法などが細かに発表  
 指示され 出品者はそれに従って出品し 期間中に審査  
 があって各種の賞が与えられるというのが通例であっ  
 た。この水産博覧会においても前年の明治 15 (1882)  
 年3月に農商務省より『水産博覧会規則』というのが発  
 表され 「出品区分目録」において出品物が大きく4つ  
 に区分され それぞれの大区分が更に小さく分けられて  
 いる。大区分は「区」と称され第1区から第4区まであ  
 った。その内第4区は次のようになっている (原文のカ  
 タカナはひらがなに直した)。

#### 第四区 図書並鑑品之部

此区は漁業の沿革水産の統計及水産保護に係る方法等を示す  
 を主とするものとす。

#### 第一類 図書器械等

- 其一 漁業の沿革及増減の原因 其他漁業に関する図書
- 其二 捕魚採藻する河海湖沼並其沿岸の形状水の深淺等を示し  
 たる図面(但其水底の地質植物等を示すべし)
- 其三 水産に関する各種の統計表



第1図 『以太也蚶録』表紙と扉 (鹿児島県立図書館所蔵)。

表紙は大正年間に県庁から図書館に移された際につけられたと考えられる。扉の消された番号は朱書。

其四 古代の漁業に用ひたる諸器具

其五 水産の蕃殖保護に係る古今の成績及方法書類、但有功者の判然たるものは其履歴書を出すべし。

其六 水質 水底検査の方法を示すもの。

其七 水産物理化学上検査の方法を示すもの。

其八 同上に用ふる器械等。

其九 同上に関する試験の見本等。

第二類 有功有害の禽獣等〔生活の儘 剥製 酒浸 写生 模造等〕(内容省略)

ここに初めて水産業との係わりにおいて海底の底質についての言及が登場する。この様な項目の選択を実際にだれが行ったのかはよくわからない。明治9(1872)年のフィラデルフィア万国博覧会に派遣され 明治初期の水産行政の確立に貢献した関沢明清や 明治12(1875)年のベルリン万国博覧会に水産事業視察のために出張した松原新之助のような人が関与した可能性は高い(二野瓶 1981 『農林水産省百年史』編纂委員会 1982 a 追記参照)。其六 七 八 九のようなものは明治15年という段階では中央政府にもほとんど何もない状態であるから だれに対して出品を期待したのかよくわからない。その意味で海底の水深 地質 植物についての図面もどのような出品を期待したのか検討をつけにくい。

博覧会終了後 農商務省 農務局より『水産博覧会報告 事務顛末之部』や『同審査評語之部』そして第一区 第一類 第二類 第三区 第四区統計部の出品審査報告が出されている。しかし 第四区は統計部しか出ておらず しかもそれも各県の統計等を再編成したものである。出品内容の詳細は不明である。第四区第一類の図書の出品数は456点 第二類は39件であった。『水産博覧会審査評語目録』によれば 第四部(第四区)は授賞員数59件でその内一等賞 二等賞各1件 三等賞4件 四等賞12件 褒状41件で 内容別には 図書類37件 北海漁業7件 統計表類13件 解体模型1件 有害禽獣1件で 一 二等賞の2件はいずれも北海漁業に属している。目録の表題だけから内容に底質の記載をどのようにしているか推測することは不可能である。出品物は会期後上野博物館の天産部に収められていたが 同部廃止後は三田の水産伝習所に移された。越中島に水産伝習所の校舎 標本室ができてからそこに保管されていたが 大正12(1923)年の大震災で全部消失してしまった。

(東京水産大学七十年史 1961) 各地の図書館などには出品物そのものや写し 記録などが残されているらしいが 系統的な調査はされたことがなく 全体を評価することは難しい。そうした中で 鹿児島県勸業課の出品物の一部が出版されたこともあってよく残っている(鹿島 1979)。

## 2 鹿児島県勸業課出品物

『水産博覧会審査評語』によれば 次のような評価を受けている。(原文カタカナ文)

三等

漁撈説略・漁業規程雜纂・板屋蛭録・麗海魚譜・松魚殖道図・管内水産統計表

鹿児島県勸業課

六種各優劣ありと雖ども漁業の規程 漁撈の方法等を 編纂して 管下水産の状況を示し殊に魚譜の如き之を刊行して世に公にす用意の厚き洵に嘉賞すべし。

同(三等の意味)

同(出品6点の名称の意味)

鹿児島県勸業課出品調整者

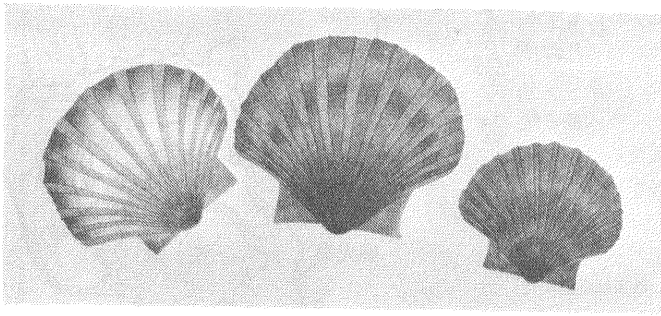
鹿児島県三等属 白野夏雲

六種其趣を異にし 優劣差ありと雖ども調査の周密なる記事の劃切なる最も用意の懇到なるを見る 洵に嘉賞すべし。

この内『麗海魚譜』は1979年に島津出版会より『新編麗海魚譜』として原本が美しい印刷で刊行されている。評語にある明治16年に刊行された本は「明治16年3月1日鐫(彫)りつけるの意」と扉にあり 3月8日出版権届と奥付にあるから 博覧会の開催に合わせたもので 多数刷られたらしく各地の図書館に所蔵されている。刊本は白黒の印刷であるが刊本に着色したものも何部か作られたらしく 新編の解説を書かれた鹿島晃久氏は国立博物館所蔵のものを確認されているが 東大総合図書館の田中文庫のものも着色された刊本である。それ以外の五編は評語からも伺えるように刊本にはなっていない。『漁撈説略』は東京国立博物館に正本が所蔵されており 鹿児島県立図書館には稿本がある(白野 1979 p. 228)。『漁業規程雜纂』は鹿児島県立図書館に出品された現物かその写しと推定されるものが存在する。『松魚殖道図』は白野夏雲が大日本水産会で講演し「大日本水産会報告」第11号に附図として出版されており白野(1984)の204ページで紹介されている。『管内水産統計表』は所在がわからないが『板屋蛭録』は草稿が 鹿児島県立図書館に保管されておりその中に海底地質の記載が見られる。

## 3 『以太也蛭録』(1882)

鹿児島県立図書館所蔵のものは表紙が『以太也蛭録』となっており 表紙を除いて本文75ページ 鹿児島県の罫紙に毛筆で書かれている。草稿であることははじめに載っている「目録」と実際の中の記載に食い違いがあること 及び凡例中の記述と日付より推定される。



第2図

イタヤガイ 白野夏雲(1979)『新編鹿海魚譜』第333図。

この図は刊本にはなく 原本にのみある。第334図もイタヤガイになっている。(図版は鹿島晃久氏の御好意による)。

目録

- 1 総説 2 名称 3 形状 4 発生 5 動止 6 功用 7 産地〔海底〕 8 地質 9 漁場 10 捕(取)法 11 捕舟数 12 製(造)法 13 販売 14 価格 15 前回価格 16 日雇賃 17 運搬 18 分配法 19 各種〔の〕被害 20 聯合約束 21 同追加 (22 各浦捕収高比較表 23 人別捕収等級表)

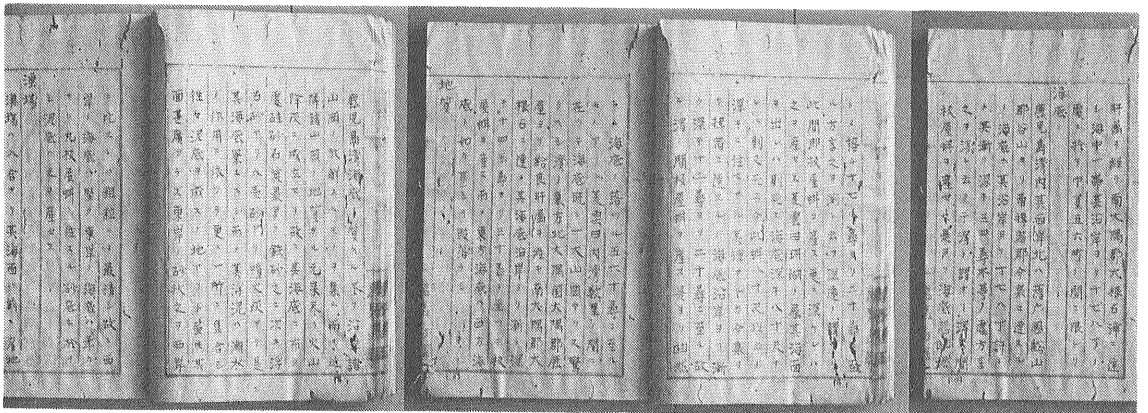
この内 ( )で示したものは「目録」にあって本文にないもの [ ]で示したものは『目録』になく本文に登場するものである。

イタヤガイはホタテガイと同じイタヤガイ科に属しやはり貝柱を食用にし 右殻は脹らんでいるのに対して左殻は平らという非対称な形をした二枚貝である。事典によって多少記載が異なるが 北海道南部以南の水深10~50mの砂泥底に棲息し 雌雄異体で 産卵期は2~3月 時々大発生をし 海岸に小山を築くこともあるという。『以太也蚌録』「総説」では 鹿児島湾においては 8~9年以上 11~12年間おきに大発生し 1~2年後に消滅すると述べている。明治15年はちょうどその大発生の時にあたったのである。

凡例

- 一 書中の丈尺 皆漁戸の通称に従ひ 幾尋と書せり 其一尋は大概曲尺の四尺に当る。
- 一 板屋蛸の捕収は三月十六日に起り 五月三十一日に於て一旦休業を約束す。故に此書五月三十一日後に於て沿海各村浦の諸申牒を纂集し 以て其稿を脱すへし。
- 一 此書三月二十四日より四月一日に至る八日間 沿海跋涉の途上 其見聞に随つて之を記し 傍ら私意を述ぶ。皆倉卒に出つ故に五月三十一日後に於て其不足を補ひ 之が散言を省き更に校正を加ふへし。
- 一 書中製図の如き増加すべきもの尚少なからず。而び五月一日後に非らざるよりは又其全きを得ざるへし。
- 一 此一期の発生に於て必ず本年秋冬の間 或明年の春期に当り再び捕収すへし。此分追加によって之を調整し 始めて板屋蛸の記録其全備するを得へし。明治十五年四月 白野夏雲記す。

「目録」の内容と先に示した『水産博覧会規則』を比較してみると 「目録」がおおむね『規則』に沿って書かれていることがわかる。また『規則』が発表されたのが明治15年(1882)3月であるから 鹿児島県の準備が極めて早かったこともよくわかる。この草稿が出品までどのような手が増えられ まとめられたかはわか



第3図 『以太也蚌録』本文「海底」「地質」の項、紙縁の小口の部分に「鹿児島縣」と書かれている。

らない。凡例で言っているように図が描かれたとすると『規則』に従って海底の地質を示した図が描かれた可能性が大きい。今日見ることはできない。またこの『板屋蛸録』が『水産博覧会審査評語』で「六種各優劣ありと雖ども」といううちのどちらにあたるのかもわからないが、海底の地質に関係のある箇所を見てみると

産 地

鹿兒島湾内 北は薩摩国谿山郡和田浦より南 揖宿郡港浦に達し 海巾一帯 凡九里許の間 其沿岸より一里半許の処 其巾員十町許の間に限り 東方 北 大隅国大隅郡鹿屋浦より給良肝属を経て 南 大隅郡大根浦に達し 海巾一帯其 沿岸より十七八丁の処にて巾員五六町の間に限り。

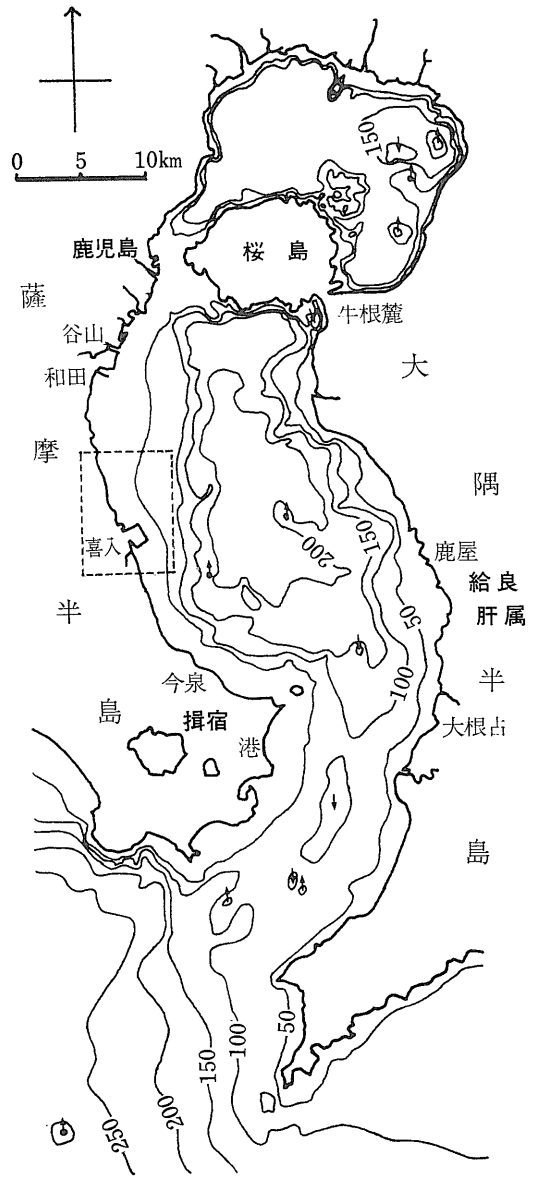
海底

鹿兒島湾内 其西岸 北は薩摩国谿山郡谷山より 南 揖宿郡今泉に達するの海底へ 其沿岸より十七八丁許に 其漸く深き三四尋不等の処 方言之を渦と云ふ。干渦の謂なり。渦の間板屋蛸産す。是より海底 忽 凹然と 落ち 十七八尋より二十尋に至る。方言之を洩と云ふ。深遠の謂なり。此間即板屋蛸を産す。更に深ければ之を産せず。夏雲白珊瑚の属 其海面を出れば則死す。海底深き八十尺なれば 則又死す。今此蛸 八十尺以上の深きに任せざる其理あるか。今泉より揖宿に達するの海底 沿岸より漸く深き十二尋より二十尋に至る故に渦の間板屋蛸を産す。是より凹然と 海底の落つる五六尋に至るものありと。夏雲白 内湾数里の間に在って 海底既に一大山岡あり。又驚くべし 湾の東方北大隅国大隅郡鹿屋より給良肝属を経て 南大隅郡大根占に達し 其海底 沿岸より漸く深き十四五尋より三十尋に至って 板屋蛸を産す。而 東方海底は 西方海底の如く甚しき段落なし。

地質

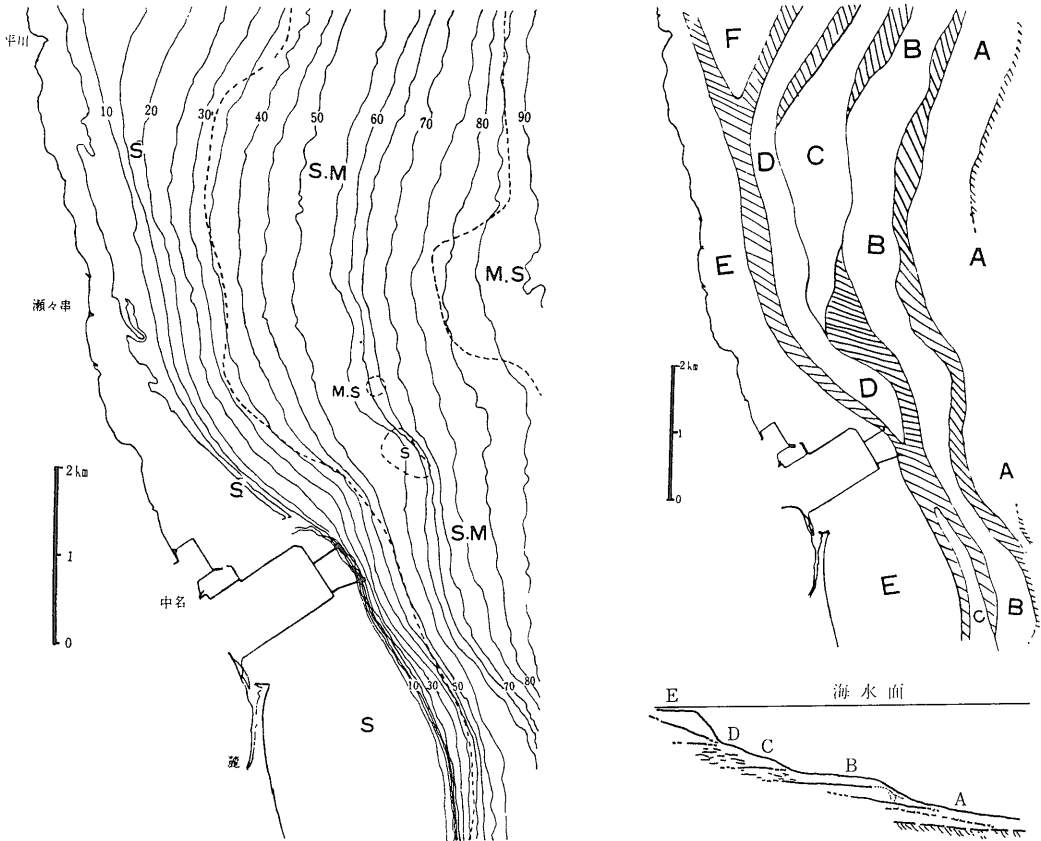
鹿兒島湾海底の質たる 凡く 沿岸諸山岡の放散するものを集む。而 近隣諸山岡の地質たる 元来 凡く 火山降灰に成立せり故に 其海底に布く 珪砂 石英 最多く 鉄砂 之に次ぎ 浮石砂あり 介殻砂あり 噴火灰あり。是 其海底察すべし。而 其浮泥は潮水の作用に依って更に一所に集合し 往々泥底を成すの地ありと雖も 其面甚広からず。東岸の砂状 之を西岸に比すれば 粗粒に 最清し故に西岸の海底は堅く 東岸の海底は柔かなり。凡板屋蛸の住する砂底に於て 泥底は之を産せず。

鹿兒島湾は volcano-tectonic depression ともいふべきもので 第四紀を通じて活発な火山活動を起こしてできた一種の地溝帯と考えられている。そのため湾口の水深に比べて内部が深く 最深点は230mを越える。しかも南北性の断層のために 海岸部より急速に深くなるため 鹿兒島港等は錨地が極めて狭い。「海底」の項における記載は こうした鹿兒島湾の特徴をよく捕らえている。この記載が 凡例に言うごとく 海浜を調査し



第4図 鹿兒島湾海底地形図(早坂 1984)。等深線は50m間隔。点線枠は第5図の範囲を示す。「あいら」という地名は「始良」と書いて鹿兒島湾北部に「吾平」と書いて大隅半島中部にあるが本文の場合の「給良」は後者である。当時は大正3年の噴火以前であるから 桜島は牛根麓で大隅半島と接合しておらず 瀬戸海峡が存在した。

て歩いて 漁師から聞き取った材料だけに基づいて書かれたものか あるいは海図なども参考にしたのかは文章だけからは推定できない。鹿兒島湾は 明治5 (1872) 年に海軍水路局によって測量されており 明治7 (1874) 年には 海図第26号「薩隅内海之図」として出版されている(海上保安庁水路部 1971)。年代から考えるとこれ



第5図 鹿児島湾西岸海底地形精図 (中島 1971).

a) 喜入沖海底地形図

等深線は5m間隔. 点線は底質分布の境界.

S—砂 (砂質物75%以上)

S. M.—砂泥混合 (砂質物50%以上)

M. S.—泥砂混合 (砂質物50%以下)

b) 喜入沖海底地形分類図

白抜き部分は平坦面 斜線部は斜面.

c) 表層堆積層模式断面図

この図は喜入の石油基地完成前の図であるので 第4図と埋立地の形が少し異なる.

を利用することは可能である. 執筆者の白野夏雲は明治17 (1884) 年に吐噶喇列島に渡った際にアメリカ版の海図を利用したことが『七島問答』のはじめに書かれている.

「東方海底は 西方海底の如く甚しき段落なし」というのも鹿児島湾の海底の特徴をよく捕らえている. 湾内西部では南北方向の断層が多く 海底地形にもよく表われており (早坂 1982) 第5図に見られるように 海岸に相当近いところまで段差のある地形となっている.

「地質」の項における記載もかなりの確である. 底質の中に「鉄砂」という記述があるが 湾口の山川港周辺は最近まで海底砂鉄の採掘がされていたようなところである. 「東岸の砂状 これを西岸に比すれば 粗粒にして」というのも大略正しい. 桜島以南の鹿児島湾

では 湾口部に最も粗粒な堆積物があるが 中央の海盆状の地形に少し斜交して 北西側が南東側に比較して中央粒径値も細かく 泥質物含有率も高い傾向があり 外洋水が大隅半島に沿って北上し 反時計回りに湾内流として循環していると考えられている (大木 1984). 底質の記載の仕方は今日の堆積学的見地とほとんど変わらないが 地史的記述はまったくない記載になっている. それにしても『規則』の求めに応じて 曲がりなりにも海底の底質を議論できる人材としては 当時 極めてまれであったのではないかと考えられる.

白野夏雲という人は地質調査所の歴史の第1ページに登場する人である. 彼については佐藤博之氏が地質ニュースでも紹介されており 曾孫の白野 仁氏によって詳細な評伝が書かれているので生涯の軌跡はよくわかっ

ているが 明治のはじめにあってどのように西洋の学問に接し 地質学を身につけたかはよくわかっていない (佐藤 1983 白野 1984). 夏雲の履歴を必要な範囲でまとめてみると次のようになる.

- 1827 (文政10) 年 甲斐国 (幕府直轄地) で代官所の 手代の家に生まれる.
- 1851 (嘉永4) 年 学んでいた 甲府徴典館の学頭 岩瀬忠震 (旗本) に従い 江戸にでる. 岩瀬の用人となる.
- 1861 (文久1) 年 岩瀬忠震 死去.
- 1862 (文久2) 年 幕府御中間へ御抱え入れ 幕臣となる.
- 1868 (慶応4—明治1) 年 上野戦争後 前橋藩に降伏 解兵 帰宅. 徳川家 静岡移封にともない 静岡へ移住 静岡藩士となる.
- 1870 (明治3) 年 静岡藩十勝国開業方として 蝦夷地に赴く.
- 1872 (明治5) 年 北海道開拓史 九等出仕.
- 1873 (明治6) 年 依願本免官 (自己便宜)
- 1875 (明治8) 年 内務省地理寮十一等出仕.
- 1879 (明治12) 年 鹿児島県出向 鹿児島県四等属 勸業課 勸業係.

では夏雲の当時の所属部署である勸業課とは いかないとところか?

#### 4 明治初年の勸業政策

徳川慶喜の大政奉還と王政復古の号令に始まった明治政府が直面した課題は何であったか. すでに産業革命を経て帝国主義段階に入りつつあった西欧資本主義 (一般的には 1873 年の恐慌をもって帝国主義段階への移行のメルクマールとする) の圧力に抗して 資本主義世界市場へ自立した国家として加わっていくことにあった. その時明治政府の取りうる道はいくつもあったが 今日のみから見れば=結果的には「殖産興業 富国強兵」のローガンに象徴される近代的軍備の整備とそれに不可欠な近代産業の創出を軸として国内の体制整備を行い 1874 年の征台の役に始まる対外戦争によって 急速に帝国主義国家として成長していった. その結果は 1945 年の敗戦となるわけだが 明治政府が直線的にこの道を進んできたわけではない. ある時には政府部内に対立する政策と潮流が存在し 西欧列強への対応や 自由民権運動などの国内に存在する反政府勢力への対策との関連で政府内にも抗争があった. 対立する政策を時々の情勢

との関連で 機能主義的に分析することは比較的簡単である. しかし明治初年においては 藩閥政府内の抗争と官吏の情実任用が存在し また西欧の近代的産業や制度自然科学に対する理解の程度が今日ほど一様でないために生ずる構想と実行のずれが存在するため だれが何のために どのようにして 何を背景に 政策を担い実行していたかを分析することが重要となる (奥村 1978).

明治初年の政策を分析する時に「殖産興業」という用語を安易に用いることはできない. 特にその政策の背景となる考え方を議論する時には用語の歴史性に充分注意を払う必要がある. 今日 「殖産興業」という言葉はある種の政策を表現する用語として一般的に用いられる. 歴史学の専門書でも 徳川期の藩政改革の分析に殖産興業という言葉を用いている例がある. 明治18 (1855) 年の自由民権家の殖産興業批判の論調に疑問を感じ 用例を丹念に追った小岩 (1971) は結論として

政策用語としての「殖産興業」は 救恤的色彩を払拭した物産政策の目的を表現する用語として明治 10 年代の後半に確立したものと言える. 又 この用語は 明治初年以後の政府の物産政策の展開の中に於ける諸政策用語の交代に対外的契機が加わって生み出されてきたものと考えられるが その施行主体は政府 私人を問わないものである. その用語の肯定的な使用者は官僚層及び親政府的な政策提言者と考えられる.

という. 少し冗長になるが後の論点と深く係わるので さらに引用すると

これらの諸用例を見れば 「物産繁殖」が明治初年 以来政府の施策目標となっていること この「物産繁殖」の為の政策が「勸業」政策であり 「勸業」政策は地租改正期を境にして性格を異にし 前期に於いては 浪費の禁止 済貧 撫育等が重要な地位を占め 救恤の性格が見られるのに対し 後期に於いては 救恤の性格が払拭され 「殖産」が政策目標として定着したことがわかる. 「興業」を見れば 工部省の政策をも含めて これら10年以前の諸用例に於いては 政府の直接なすべき積極政策となっておらず 「興業」の主体は9年1月の事例に於いても私人である.

「殖産」と「興業」とを結びつけて考えることが一般的になる契機は 対外関係から与えられたと言える. 即ち 明治12年6月20日及び12年8月30日 内務省が各省使へ「殖産事業」の調査依頼を行ったが それは英国公使館一等書記官ケネデーの調査依頼に答えたものであり そこに於ける「殖産事業」は移植産業及び機械等の移植がなされた在来産業が主であるが その範囲は兵器から美術品に至るあらゆる生産に及ぶものであり生産の主体に関しても国家 私人の別を問わなかった. この調査依頼に対する各省使の回答の中に 諸事業の「興業」についての経緯が述べられていて 「殖産事業」と「興業」が結合している. 調査報告の作成は 12年中に海軍省 内務省 大蔵省 東京府に於いてなされ 13年中に工部省 14年中に陸

軍省に於いてなされた。これらの報告の中で特に工部省提出の報告は政府が諸事業に投下した資金を「興業」費として計上しその額を誇示していることが注目される。例えば諸工作分局の報告は「興業」費の計上によってその規模を示しその償却を論ずることによってその成績を示す構成になっている。

かかる経過を見ると「殖産事業調査」は官僚層に広く知れわたり広汎な官僚層の「殖産」と「興業」への関心を強くすると同時に調査対象の範囲が「殖産」の範囲と考えられるようになったと思われる。又調査の中心は内務省であったがこの事は内務省中心の「勸業」と「殖産」「興業」との結合をも強めるものであったと言えよう。

確立した殖産興業の用語が明治初年以後の政府の物産政策を概括するに至る根拠は物産政策の施行意図の存在とそこに於ける政策用語の交代及び対外的契機に加わった「殖産興業」の用語の性格から理解されるべきことがわかった。しかしこのことは明治政権成立以後の物産政策が同質の政策として理解されるべきことを示すものではない。「殖産興業」の用語が確立するものであるという事実はむしろ諸物産政策が単一の用語によって概括されることにより発生する問題点の存在を示唆していると言える。

明治初年以後の政府の産業振興政策は西歐式機械工業・農業経営の移植と農業に基盤を置く在来産業の振興による輸入防遏<sup>あつ</sup>という二つの政策の結合として展開してきた。従来その研究は移植の中心となる官営事業に集中している。官営事業の担い手は始めは民部省であり明治3(1870)年間10月に民蔵合併問題に端を発して工部省が発足したが岩倉遣米欧使節団の帰国にともない工部省事業に対する反省と征韓論争における内治派の勝利を受けて内務省が発足した(明治6(1873)年11月)。しかし内務省事業は工部省事業の否定の上に成立したのではなく工部省との間の事務分掌を前提に成立する(石塚 1965 近藤 1975)。その下での官営事業は多くの部門に赤字を抱えながらも技術の定着を果たし得た部門においては経営が成りたつようになってくる。明治13(1880)年の「工場払下概則」の公布後大蔵内務両省にまたがる農商事務の整理統合によって明治14(1881)年4月農商務省が成立するが明治14年の政変による松方財政の登場は官営事業の払下げを促進し政商資本は早期に産業資本へと転化していくのである。従来の「殖産興業」史研究においてはこの工部省設置内務省設置農商務省設置をもって政策の時期区分としてきたが工部内務の農工間の分掌があったにしても西歐産業の移植を柱に考えると政策基調は同一であり内務省設置を画期とするこの意味が明確ではなかった(永井 1961 石塚 1965 川浦 1970 近藤 1975)。それは研究が官営事業に集中してきたためと土屋(1934)に始まる「殖産興業」論の呪縛にあったためと考

えられる。

内務省はその内局と外局の構成を見ても明らかなように「内治改善」と反抗抑圧そして地方掌握のための機関であった(佐藤 1960)。外局として警察行政を取り仕切った警保寮とならんで勸業寮が一等寮となり地方の区画を決定し林野行政を実施した地理寮治山治水の土木寮そして戸籍寮駅通寮を傘下におさめている。

しかも明治6(1873)年7月に公布された地租改正条例に基づいて大蔵省租税寮が担当し地理寮が地籍事務を担っていた地租改正の事務を統一して明治8(1875)年3月に地租改正事務局として大蔵内務両省の管轄下に成立させた。さらに明治8(1875)年11月に明治4(1871)年の廃藩置県にともなって公布された県治条例を廃止して「府県職制並事務章程」とし府県に庶務勸業租税警保学務出納の6課を置き内務省の勸業警保の各寮との繋がりを密にした。すでに政府直轄地である大阪府などには勸業課が存在したが各県押しなべて設置したのはこれが最初である。農民層分解もあまり進んでおらず輸入防遏の主要な担い手である生糸茶や水産加工品の製造は農業経営と密接不可分のところで行われており府県勸業課の設置は政府の産業掌握にとって重要な意味を持った。勸業寮は農務工務商務の3課より成り明治9(1876)年5月商務課を勸商局として分離し翌年1月には工務課とその試験所を工部省に移管して勸農局と改称するが内藤新宿試験場を始めとする西歐式農機具・種苗の導入と大農経営の模倣移植を一方の政策としながら輸入防遏のための商品生産の奨励と取締りを通じて各地の豪農を育成するといういわば小農政策をも持って二重の政策を取ることになる(佐藤1960『農林水産省百年史』編纂委員会1982a)。しかし地方においては西歐式大農経営を導入することは技術的にも財政的にも困難で明治初年に多発した農民一揆の発生を防止しさらには農村の有力者である豪農が自由民権運動と結びつくことを防止するという目的をも持って豪農を組織することを任務とした。明治初年において各地で農業生産の技術的改良を図る農談会の類が持たれ「農業結社」ともいうべきものが生まれていた。そして産業の発展を民主主義的な政治の保障のもとで考えようとする傾向を内包し自由民権運動と結びつく可能性を持っていた(江村 1976)。府県勸業課はそのような状況にある農民層の前に財政的には勸業費の貸し付けをもって士族授産を推進して特権を失った士族の不満を押さえるとともに豪農の自生的ブルジョアの発展を統制し反政府運動から切り離す使命を持っていた。技術的には「老農篤志の人」



を調べ 組織して農事知識を普及することで対抗した。そのため この頃には中央政府の西洋農書の翻訳にもまして 府県勸業課等による徳川期の農書の復刻が盛んになるという一種逆説的事態も生ずる。さらに 政府の主催する内国勸業博覧会や共進会に豪農の参加を促し 府県勸業課自身 出品することによって技術的な力量を磨くとともに 農民の中での権威を高めることは重要な勸業施策であった。内務省は発足と同時に博覧会事務局を傘下に収め 内国勸業博覧会や共進会を実施する主体となり 地方においても博覧会や共進会を実施するよう府県勸業課を指導した。勸業費の貸し付けは 萌芽的には慶応4年閏4月より始まるが 次第にその保護主義的性格と成果の低さが自由民権派の攻撃の対象となり 田口卯吉から「府県勸業課を廃すべし」と論じられたこともある(明治13(1880)年 鼎軒田口卯吉全集 v. 4 p. 15-16)。しかし豪農の組織化は進み 明治14年から15年(1881-82)にかけて皇族を会頭に迎えた大日本農会 大日本山林会 大日本水産会の三会が成立することによって 勸業政策の方が勝利を取めることになる。従って内務省設置を「殖産興業」史研究の上において画期と捕らえたとすれば 地方掌握を軸とした勸業=勸農政策が本格的に始まったことをもって特徴としなければならない。勸農政策としては幕藩体制末期の外圧に対して急速に軍事化を進めた幕府 各藩の事業を受け継いだ工部省事業や軍工廠などと同じく 西欧式農業の移植が重要な柱になった。移植を政策目標とするという点においては 工部省事業と性格を一にする。しかし この移植事業は風土の違いを無視した機械的移植が 工部省事業以上に農業技術上の未消化となって失敗をすることになる。内藤新宿試験場が宮内省の所管の植物御苑となり 今日 新宿御苑となっているように 内務省下で作られた試験研究機関のほとんどは現在の農林水産省の研究機関に直接には繋がらない。それに対して地方に根ざした勸業政策は当初「物産繁殖」を基調とし 農事知識の普及と豪農層の統制的掌握をその内容とした。そのために 明治10年代半ばには 政策に対する反感が高まっていた。ところが まさにそのころから松方財政によるデフレーションが急速に進み 没落し土地を失う農民が続出して農民層分解が進むのである。その事態を受けて 成立したばかりの農商務省では前田正名を中心として 明治16(1883)年から大規模な農業調査が行われ 短期間に『興業意見・未定稿』をまとめあげる(明治17年8月)。その中に盛られた特色は 政府主流の産業資本の創出を軸とする殖産興業路線とは異なって農業を初めとする地場産業振興の立場であり 農民層分解の進行の中で従来勸業政策の対象としてきた豪農層の中に現わ

れた変化を真摯に受け止めた結果でもあった。この調査と政策基調こそが明治初年の勸業政策の一方の柱「物産繁殖」の延長線上に位置するものである。故に 梅村(1983)のように財政面にのみ注目し 明治12(1879)年における施策を大久保一大隈の積極路線から普及事業の組織的展開をする農政への転換と捕らえると前田正名の路線との関係が不明瞭になるのであって 勸業政策の一方の柱 西欧式経営の移植の農政における廃棄と それに伴うもう一方の柱「物産繁殖」の浮上と捕らえるべきである。編纂の中心となった前田正名は初代内務卿 大久保利通に寵用され フランスでの8年間の留学後 西欧式農業の移植の中心となった人物であるから この編纂自身 彼の勸農政策の基調の転換を示しているわけである。しかし この立場も 松方大蔵卿の強力な反対にあって 『興業意見』定本では骨抜きになり 政策の目玉であった興業銀行の設立は不成立に終わる。ここに到って 松方財政の展開は勸業政策の一方の柱「物産繁殖」にも枠をはめるものとなった。しかし 『興業意見』に表明された立場は その後の農商務省の政策の基調となっている(有泉1970 祖田1973)。

## 5 府県勸業課の施策と夏雲

財政面から見れば 勸業課の資金は様々な形で国庫から交付される府県交付金と地方税より支出される府県勸業費よりなる。金額としては 前者がはるかに大きく その大部分は勸業貸付金となる。府県勸業費の方は地方税支出の1%内外しか占めない額であり 明治10年代においては 通信費 勸業試験場費 勸業博物館費 勸業博覧会費など各府県管内での勸業関係諸事業に使われているという(石塚 1965)。勸業貸付金の成果については 民権派からの批判もあり 政府部内においても松方の批判があったように(梅村 1983) 額の割には成果の薄いところであった。しかし 勸業の内容 とくに社会的意義を 財政支出の多少でのみ評価できない。中でも 中央の博覧会への参加 出品 地方における博覧会 共進会の実施というのは 社会的にも見える施策として明治初年においては 大きな意味をもっていたのではなからうか。たとえば石川県では 明治9(1878)年に金沢博物館が設立され 同年中に2回の博覧会を開き 163,442点が出品され 65,115人が観覧した(椎名1977)。この出品数はどのように数えたのかかわからないが 一地方の博覧会の出品数としては 観覧数とともに極端に多い。明治10年代に地方においても博物館が教育と勸業を目的として多数作られた。とくに博覧会や共進会にもなって 一部を恒久的施設としての博物館とするケー





第6図  
鹿児島県興業館 現在 鹿児島  
県立博物館の考古資料館として  
使われている。(写真は同館  
福田晴夫氏提供)

スが多い(椎名 1977). 地方における博物館の建設はこの頃に短いピークとなり 一時衰退した後 明治後期に物産陳列所としても一つのピークを作りだすのだが(椎名 1979) これは内国勸業博覧会が明治36(1903)年の第5回の際に色々と批判が出て(吉田 1985) 最後のものになったのに似て 博く観覧に供するという性格とその内容が経済の発展 商品流通の進展とともに意味を変えざるを得ないということを示しているのと軌を一にする。

夏雲は 明治5(1872)年に開拓使在任中に「澳国博覧会に付 北海道産物取調方申付」けられて以来 第1回内国勸業博覧会の委員にもなり 一貫して博覧会との結びつきが強い(白野 1984 佐藤 1985). 鹿児島県に赴任したのは 開拓使時代につながりのあった岩村通俊の県令着任にともなう招聘であり その後も岩村との強いつながりは続くのではないかと 白野仁氏は推定している. 『鹿児島県勸業年報』のような基本資料を見ないので推定であるが 白野(1984)の履歴を『鹿児島県史』と比較すると 所属部署の異動はほとんど組織の編成替えにともなうものであり 鹿児島県においても一貫して博覧会関係の仕事をしている。

鹿児島県においては明治12(1879)年に鹿児島県教育博物館が設立され 2年後に財政上の理由から廃止され 物品が師範学校に一時保管された後 明治16(1883)年10月に第2回九州沖繩聯合共進会の会場として興業館が作られた(椎名 1977). それに先立つ8月に夏雲は「興業館陳列石材取調の為」出張しているが 鹿児島県在任中 石材調査のための出張が何度かある. さらに東京大学総合図書館所蔵の田中芳男の『招拾帖』<sup>くんじゆう</sup>という一種のスクラップブックには 夏雲が第2回内国勸業博覧会の際に作成した「経済石略説」という一枚刷りのパンフレット

が貼りつけられており それには この小論は先年鹿児島で行った「石覧会」の際に作ったパンフレットの再刷であることが書いてある. 夏雲は勸業課の中で博覧会共進会を中心に手広く勸業の仕事をしながらも 自分の得手とする分野で仕事をしていることがわかる. それらの石材調査をしていることを念頭において『以太也蛭録』の地質の記述を見直すとなるほどと理解しやすい. 従来 夏雲の仕事については 「古い金石学」という見方がされている(佐藤 1981 白野 1984) 確かに出発は木内石亭流の弄石派かも知れないが(後閑 1938). 和田維四郎や息子の己巳郎が鉱物学へ展開したのとは違って 岩石の石材としての利用を追及する方向へ進んでいたと理解したほうが 地質要報 明治19年第2号の「硯材誌」などの仕事も肯定できる. 鹿児島県勸業課には田代安定という日本の植物学 人類学 民俗学の先駆をなす人も当時在任し 夏雲とは親しい仲であったことが知られている(亀田 1911). 田代は永山編(1930)の履歴に施されている自註によれば 「家事の都合に依り 東京を辞去し」明治13(1880)年5月に鹿児島県庁に入っているが 前職は内務省博物館にあって田中芳男の助手として植物学を修めていた. 鹿児島県勸業課にあっては 何人かの人間が自分の得手に基づいて勸業業務に携っていたと考えられる.(参考文献は次回まとめて掲載する)

#### 〔追記〕

『水産博覧会報告 事務顛末之部』によれば 関沢は事務掛員中 出品料 審査料の科長で 第1区の審査部長であり 松原は第3区 第4区の審査部長である。